実施の流れ(委託により実施する場合)

医　療　保　険　者
(組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険)

⑧対象者の決定、利用券の発券

①受診券の送付

受診券

受診案内

⑦結果・請求データの送付

（病院、診療所、集団健診など）

実施機関
(特定健康診査)

④窓口にて自己負担分を支払

受診券

⑤健診の実施

- 基本健診項目、問診
- （医師の判断に基づく）詳細健診項目

被保険者証

③受診券と被保険者証を提示

⑥結果通知表の作成、送付

領収書

結果通知表

※被用者保険の本人など事業者健診等他の健診を受けている場合は、その結果をもって特定健診の結果とみなされる。(2度受診する必要はない。)

②案内等に従い、受診場所を選択(予約)

⑨利用券の送付
(要保健指導者に対して)

利用券

利用案内

⑭結果・請求データの送付

（病院、診療所、民間機関など）

実施機関
(特定保健指導)

⑫窓口にて自己負担分を支払

利用券

⑬保健指導の実施

【動機付け支援】
初回面接・指導→6ヶ月後の実績評価

【積極的支援】
初回面接・指導→3ヶ月以上の継続的支援
→6ヶ月後の実績評価

被保険者証

⑪利用券と被保険者証を提示
(健診結果通知表も持参)

領収書

⑩案内等に従い、実施場所を選択
(予約)

対　象　者
(40～74歳の医療保険加入者)